

参考資料

令和2年第3回三豊市議会臨時会  
提出議案(条例関係)新旧対照表

	ページ番号
・議案第101号関係 (三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について)	1
・議案第102号関係 (三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について)	2
・議案第103号関係 (三豊市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部改正について)	3
・議案第104号関係 (三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について)	4

【議案第101号関係】

三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号) 一部改正 新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後 (案)	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4・5 略</p>

【第2条関係】

改正後 (案)	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4・5 略</p>

【附則第2項関係】 三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年三豊市条例第3号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
<p>附 則</p> <p>(令和3年3月31日までの間における期末手当に関する特例)</p> <p>2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における第15条第1項及び第23条第1項において準用する給与条例第26条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「100分の90」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(令和3年3月31日までの間における期末手当に関する特例)</p> <p>2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における第15条第1項及び第23条第1項において準用する給与条例第26条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「100分の90」とする。</p>

【議案第102号関係】

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成18年三豊市条例第54号) 一部改正 新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後 (案)	現 行
<p>(支給方法)</p> <p>第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。</p>	<p>(支給方法)</p> <p>第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。</p>

【第2条関係】

改正後 (案)	現 行
<p>(支給方法)</p> <p>第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。</p>	<p>(支給方法)</p> <p>第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。</p>

【議案第103号関係】

三豊市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例(平成18年三豊市条例第58号) 一部改正  
新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後 (案)	現 行
<p>(期末手当等)</p> <p>第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当等)</p> <p>第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p>

【第2条関係】

改正後 (案)	現 行
<p>(期末手当等)</p> <p>第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当等)</p> <p>第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p>

## 【議案第104号関係】

三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号) 一部改正 新旧対照表(抄)

### 【第1条関係】

改正後(案)	現 行
(給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「管理職手当受給職員」とあるのは「三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。	(給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「管理職手当受給職員」とあるのは「三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。

### 【第2条関係】

改正後(案)	現 行
(給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「管理職手当受給職員」とあるのは「三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	(給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「管理職手当受給職員」とあるのは「三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。